



南ひだ

森林組合だより

•発行 南ひだ森林組合 下呂市乗政25-1
•TEL 0576-26-3551 FAX 0576-26-3557

令和2年1月 No.33



令和元年度は、就職採用のイベントに参加しました。

就活イベントへの参加により、事務職員、森林技術職員募集と「森林を生かし、森林を活かす」
「地域林業と森林環境への貢献」についてアピールしました。

右記のとおりホームページを
開設しています

ホームページアドレス

<https://minamihida-f.org/>

組合事業等の情報を分かりやすく紹介していますので、ぜひご活用ください。

組合長あいさつ

南ひだ森林組合 代表理事組合長 細江 広 伸

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様におかれましては健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

日頃より当組合の運営、事業の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年、東日本を襲った台風19号による豪雨災害は、一昨年発生した西日本豪雨を超える記録的な豪雨災害となり甚大な被害をもたらしました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

現在、国・県・市町村では、このような相次ぐ自然災害の発生に備え、防災・減災に向けた治山対策の在り方について協議がなされているところであり、森林は樹木の根が土砂や岩石等を固定することで土砂の崩壊を防ぎ、また、森林の表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われることで、雨水等による土壌の浸食や流出を防ぎ、森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収し一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和する機能を有し、このように森林は豪雨災害における防災・減災に大きな役割を果たしております。このような機能を持続的に発揮していくためには、森林の適正な整備・保全が必要であるとされています。また、自然災害の激甚化には、地球の温暖化が影響しているとされており、その原因である温室効果ガスの削減目標が、2015年にパリで開催された国際会議（COP21）で採択され、今後、その取り組みが加速される中で、間伐等の適切な森林経営が行われている森林には、二酸化炭素の吸収量が高く、温室効果ガス削減に森林が重要な役割を果たしていくことが期待されています。また、2018年ポーランドで開催された国連気候変動枠組条約第24回締約国際会議（COP24）では「気候を守るため森林に関するカトヴィツェ閣僚宣言（森林宣言）」が発表され、森林及び林産物の世界全体の貢献を確実なものとするための活動を加速化するとし、日本もこの宣言に賛同をしています。このように世界的にも森林が、地球温暖化対策として重要な役割を果たしていくものと期待されています。

一方では、戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎え、国内の豊かな森林資源を有効に活用していく動きが加速され、木材自給率も平成29年には36.1%まで上昇しており、経済界を中心に、貴重な地域資源である森林を活用し、これまで木材があまり使われてこなかった非住宅、中高層建築物の木造化・木質化を進める様々な取組が各地で進行しています。木材は、調湿性に優れ、断熱性も高くリラックス効果があり、再生可能な省エネ素材であります。人工林の多くが本格的な利用期を迎える現在、木材利用を推進し「伐って・使って・また植える」という形で資源の循環利用が進められ、森林の多面的機能の発揮に加え、中山間地域の活性化に資するものと期待がされています。

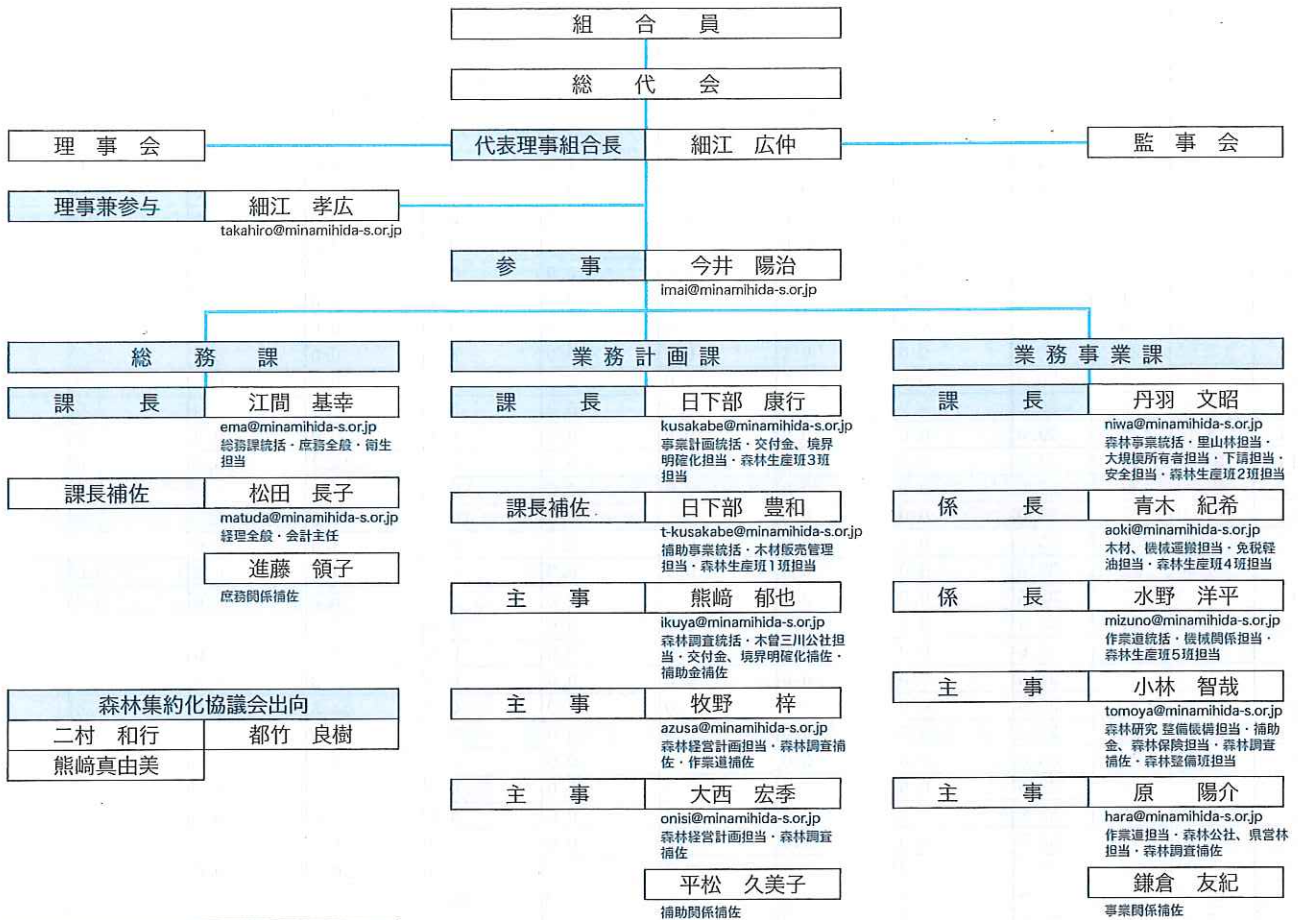
そんな中、昨年4月から「森林経営管理法」が施行されました。「森林所有者は、自ら所有する山林について、適切な経営管理を行う責務があること」を明確にした上で、森林所有者が自ら山林を管理できない場合、所有する山林を市町村に預け、市町村が仲介役となり、意欲と能力のある林業経営者に繋ぎ、林業経営の集約化を図るとともに、自然的条件が悪く、林業経営に適さない森林については、市町村が公益的管理を行うとする、新たな制度がスタートしました。また、市町村が実施する森林整備及び、その促進に関する取組の財源として、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が導入され、その運用が開始されました。

このように、森林林業を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、その流れに取り残されないようにしなければなりません。南ひだ森林組合はこの流れをしっかりと捉え、地域林業の中核的な担い手として、下呂市林業の発展に向けて取り組むとともに、組合員の皆様の経済的、社会的地位の向上に努めて参ります。

本年も組合員の皆様に信頼される南ひだ森林組合を目指し、役職員一体となり努力して参りますのでより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、組合員の皆様の御健勝と今年もよい年でありますようお祈り申し上げ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

南ひだ森林組合 機構図



森林技術職員構成

班	班 長	班 員				担 当	
森林生産班1班	今井 智巳	小室 達也	藤澤 佳範	内木 稔		日下部豊和	
森林生産班2班	長田 善之	中山田 豊	小林 伸也	森 英成		丹羽 文昭	
森林生産班3班	熊倉 洋二	高須 宏	田口 貴規	齋藤 聡光		日下部康行	
森林生産班4班	川島 一浩	熊倉 和宏	細江倍基千	細江 康雅		青木 紀希	
森林生産班5班	平松 克己	葛西 真人	山本 昌武			水野 洋平	
森林整備班	土屋 直樹	水嶋登貴夫	野中 正宣	富士本基宜	野村 重隆	遠渡 和宏	小林 智哉
木材運搬班	蒲 正	今井 徹	二村 和夫				青木 紀希

新規採用者紹介

◎職員採用について



オオ ニシ ヒロ キ
大西 宏季
(令和元年10月1日付け採用)
31歳
萩原町上村(出身:萩原)

令和元年10月より、南ひだ森林組合に勤務させて頂いております、大西宏季と申します。前職は注文住宅の設計・販売の仕事を通じ、地元の方々に生活を提案する仕事をしていました。私が南ひだ森林組合に就職するに至った理由の一つに、一昨年の7月に発生した土砂崩れがありました。

当時、前職の会社の2階で業務をしていると、大雨の音の中に、ゴゴッという低い音が響き、慌てて外を見ると山の木が滑り落ちていく状況を目の当たりにしました。山の麓には民家があり、数件は土砂に飲み込まれてしまったのではと思うほどの規模でした。

幸いにも土砂が入った程度で、命に係わることはありませんでしたが、避難指示の出た地域の方々の長きにわたる避難所生活が余儀なくされ、不安な毎日を送られたとのことでした。

避難指示も解除され今は普段の生活を取り戻されていますが、雨が降るたびにあの日の恐怖が蘇り、不安と隣り合わせの日々を現在も送られています。

その様な体験があった為、生活を提案する仕事から、生まれ育った町を守る仕事に興味を持ちこの度、入組をさせていただきました。まずは与えられた仕事に誠意をもって取り組み、安心できる町づくりや、下呂の美しい自然を守っていきけるよう精進していきたいです。

南ひだ森林組合で木材生産低コスト 対策研修会が行われました。



当組合で、令和元年11月25日26日に、岐阜県職員7名、高知県森林組合連合会1名、高知県 香美森林組合1名、岐阜県森林組合連合会4名、岐阜県下森林組合職員22名による搬出間伐の木材生産低コスト対策研修会が行われました。

一日目は南ひだ森林組合の会議室にて、当組合の木材搬出事業において、低コスト、所有者への還元金額、搬出材積が県下でトッ

プクラスである為、他の組合等に向けて作業システム等の説明を行いました。

その後、南ひだ森林組合の作業現場に行き、実際の作業状況を見て低コストでの搬出方法の説明を行いました。

二日目は高知県の高知県森林組合連合会と香美森林組合の講師により講話を受けました。

高知県の木材流通状況、林業機械の使用状況の説明を受け、高知県と岐阜県の各森林組合の林業の取り組み状況について意見交換を行いました。

今後も、いろいろな研修を通じて、木材搬出方法、木材の価格、補助金制度をより良く活用をし、組合員の皆様の山林が良くなり、また、搬出間伐により多くの還元金が支払える用に努めて行きます。



森林経営計画を進めませんか

森林組合としては、森林補助制度を最大限に有効利用し、効率的な搬出間伐を実施するためにも、一体的な施策を考えた森林経営計画を推進し、戦後皆様が育ててきた木を利用する事で所有者の皆様により多くの還元金が支払える用にしています。

森林経営計画とは

森林所有者の委託契約を受けた森林組合が、森林の経営を行い一体的なまとまりのある森林を事業及び山林保護について考え、森林所有者への計画・提案・実行をする事です。

(計画期間は5年)

森林組合としては、長期的な森林管理を行って行かなくてはならないと考え、最低15年の委託契約を進めています。

森林経営計画の状況

認定団地 51団地 (下呂 19団地 萩原 14団地 金山 14団地 馬瀬 4団地)
契約面積 4,687.68ha (計画間伐面積 2,952.87ha)



森林経営計画を知りたい方は、業務計画課までご連絡ください。

総代の任期（3年間）満了について

令和2年2月13日をもって任期（3年）が満了となります。
 現総代の皆様におかれましては3年間総代を勤めて頂き有り難う御座いました。
 次期総代を勤めて頂ける方にはご協力、ご尽力をお願い致します。

組合員相続加入手続きについてのお願い

南ひだ森林組合が発足して21年が経過しました。
 その間に組合員様においても、お亡くなりになられた方もお見えになる事と思われま
 しても、お亡くなりになっておられる場合には、組合員様の名義変更の手続きを行って頂きたいと
 存じます。

名義変更手続きが行われていないと、組合員台帳がお亡くなりになった方のお名前のままの状態
 こちらからのご案内も、亡くなられた方宛にご送付する事となってしまいます。（今回のダイレクト
 メールは組合員台帳を基に発送をさせて頂いております）

お手数をおかけ致しますが、南ひだ森林組合の出資証券の名義を確認して頂き、変更の必要な方は、
 下記までお問い合わせ下さい。

問合せ先：0576-26-3551 担当：江間^{えま}・松田

出資証券について

合併以前からの組合員様につきましては、旧森林組合の「出資証券」は合併時に書替を行っていま
 すので無効であり、平成11年2月1日以降発行の「出資証券」が有効であります。

南ひだ森林組合「出資証券」見本



今回のご案内は組合員の方全員に送付致しております関係で、手続きが必要ない
 組合員様にもご送付致しておりますこと、ご理解のほどお願い申し上げます。